

平成27年度に向けた障害福祉計画に係る基本指針の見直し(案)

概要

おも (主なポイント)

- 1 計画の作成プロセスに関する事項：P D C Aサイクルの導入
 「成果目標」「活動指標」の見直しと明確化、各年度の間隔評価、評価結果の公表等

・成果目標：基本指針の規定に沿ってそれぞれの成果目標を設定し、少なくとも年に1回はその進捗状況を分析・評価した上で必要な対応を行う。

・活動指標：基本指針に定める基本理念や提供体制確保の基本的考え方、障害福祉サービス提供体制確保に関する成果目標等を達成するために必要なサービス提供量等の見込みを定め、その確保状況の進捗を定期的に分析・評価する。

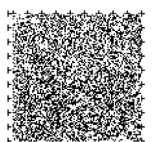
2 個別施策分野①：成果目標に関する事項

(1) 福祉施設から地域生活への移行促進(継続)

げんこう 現行	みなお 見直し(案)
①地域生活移行者の増加 平成17年10月時点の施設入所者のうち わりいじょう 3割以上	平成25年度末時点の施設入所者の12% いじょう 以上
②施設入所者の削減 平成17年10月時点の施設入所者数を わりいじょうさくげん 1割以上削減	平成25年度末時点の施設入所者から いじょうさくげん 4%以上削減

(2) 精神科病院から地域生活への移行促進(成果目標の変更)

げんこう 現行	みなお 見直し(案)
①1年未満群の平均残存率に関する目標	①入院後3ヶ月時点の退院率の上昇
②1年未満入院者の平均退院率	②入院後1年時点の退院率の上昇
③5年以上かつ65歳以上の退院者数	③在院期間1年以上の長期在院者数の減少



(3) 地域生活支援拠点等の整備 (新規)

<p>げんこう 現行</p>	<p>みなお あん 見直し (案)</p>
<p>—</p>	<p>しょうがいしゃ ちいきせいかつ しえん きのう 障害者の地域生活を支援する機能を もった きよてんなど へいせい ねんどまつ 持った拠点等について、平成29年度末まで かくしちょうそんまた かくけんいき すく に各市町村又は各圏域に少なくとも1つの きよてんなど せいび 拠点等を整備</p>

(4) 福祉施設から一般就労への移行促進 (整理・拡充)

<p>げんこう 現行</p>	<p>みなお あん 見直し (案)</p>
<p>① 福祉施設の利用者のうち、一般就労に いこう もの へいせい ねんど いっぱんしゅうろう 移行する者が、平成17年度の一般就労へ いこうじっせき ばいじょう の移行実績の4倍以上 ② 福祉施設の利用者のうち、2割以上の者 ふくしせいせつ りょうしゃ わりいじょう もの が就労移行支援事業を利用 しゅうろういこうしえんじぎょう りょう ③ 就労継続支援事業の利用者のうち、3割 しゅうろうけいぞくしえんじぎょう りょうしゃ わり 以上の者が就労継続支援 (A型) 事業を いじょう もの しゅうろうけいぞくしえん がた じぎょう 利用</p>	<p>① 福祉施設の利用者のうち、一般就労に ふくしせいせつ りょうしゃ いっぱんしゅうろう 移行する者が、平成24年度の一般就労へ いこう もの へいせい ねんど いっぱんしゅうろう の移行実績の2倍以上 ② 就労移行支援事業の利用者を平成25 しゅうろう いこう しえん じぎょう りょうしゃ へいせい 年度末の利用者数から6割以上増加 ねんどまつ りょうしゃすう わりいじょうぞうか ③ 就労移行支援事業所のうち、就労 しゅうろう いこう しえん じぎょうしよ しゅうろう 移行率が3割以上の事業所を全体の5割 いこうりつ わりいじょう じぎょうしよ ぜんたい わり 以上</p>

3 個別施策分野②：その他

・ 障害児支援体制の整備 (新規)

しょうがいじしえん げんきゅう りょうじどうすう み など さだ
障害児支援についても言及し、利用児童数の見込み等を定めることとしたい。

・ 計画相談の連携強化

かんけいしゃ きょうかなど ちゅうしん きじゆつ あらた
関係者のネットワークの強化等を中心とした記述に改めたい。

・ 研修

こうどうしょうがい ゆう もの とくせい おう しえん いっかんせい も じっし きょうど
行動障害を有する者の特性に応じた支援を、一貫性を持って実施できるよう、強度

こうどうしょうがいしえんしゃやうせいけんしゅう じっし
行動障害支援者養成研修を実施することとしていることを記載する。

せいしんしょうがいしゃなど とくせい おう てきせつ しえん じっし せんもんぶんやべつ けんしゅうなど
精神障害者等の特性に応じた適切な支援が実施できるよう、専門分野別の研修等

ちいき じつじょう おう けんしゅう とく のぞ きさい
地域の実情に応じた研修に取り組むことが望ましいことを記載する。

・ 虐待防止等

こうれいしゃなど ぎゃくたいぼうし れんけい しんき きさい
高齢者等の虐待防止との連携について、新規に記載する。

しょうがいしゃ せいねんこうけんせいど りょうしえん こうけんなど ぎょうむ てきせい おこな
障害者への成年後見制度の利用支援や後見等の業務を適正に行うこと

じんざいいくせい かつよう けんしゅう おこな せいねんこうけんせいど りょう そくしん
ができる人材育成・活用の研修を行い、成年後見制度の利用を促進する

ひつよう しんき きさい
必要があることを、新規に記載する。

